

仕様書

名古屋市立大学医学部附属東部医療センターにおける病院救急車ドライバーに関する労働者派遣契約に係る業務仕様について、下記のとおり定める。（以下、名古屋市立大学医学部附属東部医療センターを「派遣先」、派遣元業者を「派遣元」という。）

1 目的

派遣元が雇用する派遣労働者を派遣先に派遣し、救急車の運転業務ならびに救急外来における補助業務に従事させる。

2 業務場所

名称 名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
所在地 名古屋市千種区若水1丁目2番23号

3 業務を行う部署

救急科

4 業務の内容

病院救急車の運転及び日常の保守点検作業、救急外来における補助（患者移送補助、患者家族誘導、物品搬送、その他指揮命令者が必要と判断した業務）、実習生に対する教育・指導の補助

5 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 業務体制

(1) 業務日

別に定めるシフト表により決定する。なお、シフト表の作成は派遣先と派遣元が協議の上、前月20日までに派遣先が作成する。当該シフト表における休日（業務日以外の日）の日数については、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日に相当する日数とする。

(2) 業務時間

ア 1日当たりの業務時間は、次記A、B、Cのいずれかとし、業務時間の決定は6(1)に定めるシフト表の作成と併せて派遣先と派遣元が協議の上、派遣先が決定する。

A：8時45分から17時15分

B：11時30分から20時00分

C：13時30分から22時00分

イアの時間内における休憩時間は、45分間とする。ただし、アの時間数によっては、指揮命令者の指示により変更する場合がある。

(3) 人員

派遣労働者数は、1名とする。

ただし、派遣期間中に派遣先の要請により派遣労働者数を変更する場合がある。その場合は2ヶ月前までに派遣元に通知する。

7 時間外労働及び休日労働

(1) 派遣労働者の所定の業務時間を超える勤務（以下「時間外勤務」という。）は、原則実施しないが、業務上必要がある場合には、時間外勤務を命じることができるものとする。

(2) 休日（業務日以外の日）における勤務は、実施しない。

8 派遣先責任者及び指揮命令者

派遣先責任者

役職 救命救急センター長

派遣先苦情申出先

役職 救命救急センター長

指揮命令者

役職 救急科医師

9 派遣労働者の選定

(1) 派遣元が派遣労働者を選定するに当たり、シフト表に定められた業務日の各日において、6(3)に定める派遣労働者数を超えた人員をもって業務体制を満たすことは認めない。ただし、指揮命令者が派遣労働者の休暇に伴う代務者を依頼し派遣する場合又は派遣先と派遣元が協議の上認めた場合にはこの限りではない。

(2) 派遣元は、新たに派遣労働者を選定した場合は、すみやかに派遣先に氏名等の情報を知らせること。

(3) 派遣先が、派遣労働者が本業務を行う上で不適格であると認めた場合には、派遣元は調査確認の上、派遣先に報告を行うこと。また、派遣先が必要と認めた場合について、派遣先は派遣元に対して派遣労働者への指導を請求することができるものとし、当該派遣労働者に対する指導の結果、改善が見られなかった場合は派遣先と派遣元が協議の上、派遣労働者の変更を請求することができるものとする。派遣元は派遣先の

指示に従い、これを行わなければならない。

- (4) 派遣元が派遣労働者を選定するに当たっては、救急救命士免許保有者もしくは、一定の救急医療に関する知識と経験を有すると認められる者を選定すること。

10 服装

派遣労働者の服装は、派遣先が用意する制服を着用すること。

11 派遣労働者の服務

派遣元は、派遣労働者に次に掲げる事項を厳格に守らせなければならない。

- (1) 業務を適正に執行すること。
- (2) 派遣労働者は職務上の地位を利用して、個人的利益を図る行為をしないこと。
- (3) 病院敷地内及び周辺道路において喫煙しないこと。
- (4) その他、院内のルールを順守すること。

12 福祉増進のための便宜供与

- (1) 派遣先は、派遣労働者に対し、派遣業務が適正かつ円滑に行われるようにするため、セクシュアルハラスメントの防止等適切な業務環境の維持、派遣先の労働者が利用する一定の福利厚生施設等（休憩室及び駐輪場等）の利用に関する便宜を図るよう努める。
- (2) 派遣先は、派遣元の求めに応じ、派遣労働者と同種の業務に従事している労働者等の福利厚生等の実情を把握するために必要な情報を派遣元に提供する等の協力をするよう努める。

13 派遣労働者からの苦情の処理

- (1) 派遣元において苦情の申出を受けたときは、派遣元責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (2) 派遣先において苦情の申出を受けたときは、派遣先責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。
- (3) 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

14 労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るための措置

- (1) 労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

派遣先は、専ら派遣先に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に解除を行おうとする場合には、派遣元の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって派遣元に解除の申入れを行うこととする。

(2) 就業機会の確保

派遣先及び派遣元は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めるものとする。

(3) 損害賠償等に係る適切な措置

派遣先は、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保に努めることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い派遣元が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行わなければならないこととする。派遣元が当該派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、派遣元がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇する場合は、派遣先による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより派遣元が解雇の予告をしないときは30日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他、派遣先は派遣元と十分に協議した上で適切な善後処理方を講ずることとする。また、派遣先及び派遣元の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 労働者派遣契約の解除の理由の明示

派遣先は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、派遣元事業主から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を派遣元に対し明らかにすることとする。

15 派遣料金

- (1) 派遣料金は、15分単位の業務実績（休憩時間を除く。）に、契約する単価（1時間当たりの消費税等を含まない単価。以下同じ。）を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）に、消費税等（1円未満の端数は切捨て）を加えた金額を派遣料金とする。なお、1日当たりの業務時間が8時間を超える時間に対する派遣料金の算定に用いる単価については、契約する単価の25%割増（1円未満の端数は切捨て）とする。また、土曜日、日曜日、祝日（年末年始は除く）に対する派遣料金の算定に用いる単価については、契約する単価の35%割増（1円未満の端数は切捨て）とし、年末年始（12月29日から1月3日まで）に対する派遣料金の算定に用いる単価については、契約

する単価の50%割増（1円未満の端数は切捨て）とする。

- (2) 派遣労働者の通勤に要する交通費については、派遣先は支給しない。

16 支払い方法

月末締めとし、派遣元は翌10日までに有効な請求書を提出することとし、派遣先は翌月末日までに予め登録された口座へ支払うものとする。

17 妨害及び不当要求に対する届出義務

- (1) 派遣元は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不当な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なもの認められないものをいう。）を受けた場合は、派遣先へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 派遣元が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としてない措置を講じることがある。

18 その他

- (1) 本業務を遂行するに当たり、派遣元は本仕様書に定めるもののほか、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等を遵守しなくてはならない。
- (2) 派遣労働者は毎日勤務終了後、指揮命令者の確認を受けなければならない。
- (3) 派遣元が本仕様書に違反した場合又は本仕様書に関わらず派遣元の責により、派遣先に対し社会的信用を失墜させる等重大な被害を与え、若しくは与えることが明らかとなった場合は、派遣先の申出に対し派遣元は直ちに契約解除に応じるものとする。なお、これらの場合に生じる費用はすべて派遣元の負担とする。
- (4) 派遣元は「情報取扱注意項目」（別紙1）及び「障害者差別解消に関する特記仕様書」（別紙2）を遵守しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、派遣先と派遣元が協議して定めるものとする。